

## 徳島県規則第六十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第十八号中「第四条の四の九第二号」を「第四条の四の十第二号」に改める。

別表第二の三徳島県こども女性相談センターの長の項第二号の2中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号の3中「第三十三条」を「第三十二条」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。